

〔長久手町業務評価票：平成 22 年度業務〕

担当課・係名	なんでも町政サロン室広報広聴係【問合せ・質問等の先（電話 56-0601 内線番号563）】
第 5 次総合計画掲載	基本方針（5）基本施策（2） 地域住民が交流する自律的なまちをつくる

業務の名称	地域集会所改修、修繕費等補助金				
(1)根拠法令・条例	地域集会所改修、修繕費等補助金交付要綱				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 (予算額)	720 (800)	540 (800)	300 (800)	800
(3)補助率	_____ %（要綱要領で認められる補助率） ④のとおり				
(4)業務期間	開始した年度	平成 13 年度	終了（予定）年度	年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	区、自治会等が行う集会所の改修、修繕、施設設置等に伴う工事等に要する経費への補助を行うことで、地域住民のコミュニティ活動の推進を図る。			
②補助対象	地域集会所（29棟）を所有する各自治会及び岩作区（50団体）（別添）			
③平成22年度実績	エアコン修繕 1 件 300千円			
④団体の事業活動 (団体への補助の場合)	建物本体の修繕費	補助率 9 / 10	補助上限額	300万円
	建物の付帯設備の修繕費	補助率 2 / 3	補助上下限額	2万円～30万円
	建物の下水道接続費用	補助率 10 / 10		

⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	ア	補助申請棟数 集会所の数	2～3棟 29棟	3棟	4棟	1棟
	イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

毎年、修繕などの要望などを照会しているが、地域の意識や建物の規模等の違いがあり、要望の内容に極端な差がある。補助金の性質上、一時的に集会所を管理している自治会等が修繕費用を全額負担しなければならない。照会後も適宜現地調査を行い、集会所の状況把握後、個別に案内をしている。

(7)評価	必要性	4	集会所は、自治会等の地縁団体にとって必要不可欠であるが、その集会所を維持・管理（特に高額な修繕を行うなど）する費用を、自治会等のみで負担することは難しい。 必需性 ③、公共性⑦	総合評価
	有効性	4	集会所の管理・運用を自治会等が行うにあたり、高額な修繕費用の負担軽減につながっている。	